

茨城県文化振興条例の骨子

前文

- ・豊かな自然環境などを背景に、多彩な文化を育んできたという本県文化の特色
- ・郷土への誇りと愛着を深める県民共通の財産であり、社会的活力の源泉ともなる本県文化の意義
- ・県民一人ひとりが主役となり、本県の文化を次世代に継承するとともに、多様な文化との交流などにより、心豊かな本県文化を創造、発展させる決意

第一章 総則

目的

文化振興に関し、基本理念を定め、県の責務や県民の役割などを明らかにするとともに、文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かな県民生活及びいつまでも活力に満ちあふれた地域社会の実現に寄与

基本理念

- ・県民の自主性及び創造性の尊重並びにその能力発揮に係る配慮
- ・県民が等しく文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造できる環境の整備
- ・文化の多様性の尊重並びにその保護及び発展
- ・本県文化の次世代への継承に係る配慮
- ・文化の継承及び発展に資する人材の育成
- ・文化に関する関係者と県の相互連携及び協力

責務・役割

- | | |
|---------|-------------------------|
| 県の責務 | ・文化振興施策の総合的な策定・実施等 |
| 県民の役割 | ・自主的・主体的な文化活動を通じて文化を振興 |
| 市町村の役割 | ・地域の特性に応じた施策の策定・実施 |
| 文化団体の役割 | ・自主的・主体的な文化活動を通じて文化を振興 |
| 事業者の役割 | ・事業活動や文化活動への支援を通じて文化を振興 |

第二章 文化振興計画

- ・文化振興施策の総合的・計画的な推進のための計画の策定
- ・計画の策定に当たっての茨城県文化審議会への意見聴取

第三章 文化の振興に関する基本的施策

第一節 人材の育成等

文化の担い手の育成及び確保、次世代を担う子どもたちの育成、文化に関する教育の充実

第二節 文化の振興

芸術の振興、伝統文化の継承及び発展、生活文化等の振興、文化を活用した地域づくり、文化交流の推進

第三節 文化的資産の活用等

文化的資産の活用、文化財の保存等、公共の建物等の建築に当たっての配慮

第四節 文化活動の充実

県民の文化活動の充実、高齢者・障害者等の文化活動の充実、青少年の文化活動の充実

第五節 文化活動の支援体制の充実等

文化情報の収集及び提供、推進体制の整備、文化施設の機能の充実、地域における文化活動の支援、財政上の措置、顕彰